

平成30年事業予定計画書

千葉県農業共済組合連合会

I 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

項目	共済目的等 会員数	組合員等数	農作物共済		
			水稲	陸稲	麦
区域内の概数	6	75,016	5,520,000	2,200	81,500
前年度引受実績	6	53,962	4,960,276	0	65,800
本年度引受計画	6	52,882	4,823,390	0	66,900
本年度予定引受率	—	—	87.4%	0.0%	82.1%

項目	共済目的等	家畜共済											
		成乳牛	育成乳牛	乳牛の子牛等	肥育用成牛	肥育用子牛	その他の肉用成牛	その他の肉用子牛等	一般馬	種豚	肉豚	乳用種雄牛	肉用種雄牛
区域内の概数	頭	27,119	2,186	32,618	27,379	2,517	2,844	2,744	0	61,455	606,862	0	0
前年度引受実績	頭	26,507	2,046	30,531	9,951	1,451	2,722	2,615	0	40,259	458,389	0	0
本年度引受計画 胎児(内数)	頭	25,274	1,958	29,085 (26,137)	9,583	1,377	2,601	2,509 (2,320)	0	40,030	439,019	0	0
本年度予定引受率		93.2%	89.6%	89.2%	35.0%	54.7%	91.5%	91.4%	—	65.1%	72.3%	—	—

項目	共済目的等	果樹共済						畑作物共済	
		収穫			樹体			大豆	蚕繭
		うんしゅう みかん	なし	びわ	うんしゅう みかん	なし	びわ		
区域内の概数	a	10,000	145,000	—	10,000	145,000	—	87,600	53.00箱
前年度引受実績		413	15,271	—	413	7,167	—	48,059	34.50
本年度引受計画		440	15,751	—	440	7,431	—	49,290	34.50
本年度予定引受率		4.4%	10.9%	—	4.4%	5.1%	—	56.3%	65.1%

区分	園芸施設共済										任意共済			
	ガラス室		プラスチックハウス								農家建物	団体建物	農機具	
	I類	II類	I類	II類	III類	IV類甲	IV類乙	V類	VI類	VII類				
区域内の概数	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	台
	20	1,355	18	27,721	2,692	2,937	721	422	29	1,883	222,000	31	97,060	
前年度引受実績	0	506	0	10,156	908	982	189	97	16	326	129,376	10	1,319	
本年度引受計画	0	576	0	10,620	968	1,045	231	110	16	339	130,611	0	1,756	
本年度予定引受率	0.0%	42.5%	0.0%	38.3%	36.0%	35.6%	32.0%	26.1%	55.2%	18.0%	58.8%	0.0%	1.8%	

II 農業共済保険事業の規模

1 農作物共済保険事業の規模

共済目的等			項 目		引 受		共済金額	保険金額	共 済 掛 金			D 保険料総額	E 徴収すべき 保険料 (D-B)	F 再保険料	G 交付(納入) 再保険料 (B-F)	H 手持保険料 (D-F)	備考
			本年度予定	前年度実績	A 総 額	B 国庫負担金			C 農家負担金								
農 作 物	水稲	一筆	(a)	4,775,060	4,929,453	27,007,078	26,751,344	11,608	5,800	5,808	3,804	△ 1,996	266	5,534	3,538		
			kg	169,846,360	175,494,444												
		半相	(a)	470	473	2,720	2,695	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
			kg	19,683	19,042												
		全相	(a)	47,860	30,350	33,355	32,832	66	32	34	20	△ 12	0	32	20		
			kg	2,422,716	1,528,578												
	陸稲	一筆	(a)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			kg	—	—												
	麦	一筆	(a)	20,340	19,803	13,202	12,456	772	404	368	457	53	272	132	185		
			kg	401,633	391,910												
		災害	(a)	46,540	45,686	90,939	83,410	5,717	2,857	2,860	1,994	△ 863	428	2,429	1,566		
			kg	-	-												
	計	(a)	4,890,270	5,025,764	27,147,294	26,882,737	18,164	9,093	9,070	6,275	△ 2,818	966	8,127	5,309			
		kg	172,690,392	177,433,974													

2 家畜共済保険事業の規模

共済目的			項 目		引 受		共済金額	保険金額	共 済 掛 金			D 保険料総額	E 徴収すべき 保険料 (D-B)	F 再保険料	G 交付(納入) 再保険料 (B-F)	H 手持保険料 (D-F)	備考								
			本年度予定	前年度実績	A 総 額	B 国庫負担金			C 農家負担金																
家 畜	成乳牛	頭	25,274	26,507	8,164,329	6,531,463	1,162,961	581,480	581,481	571,026	△ 10,454	356,891	224,589	214,135											
		育成乳牛	1,958	2,046												399,726	319,781	13,762	6,880	6,882	5,278	△ 1,602	3,299	3,581	1,979
		乳牛の子牛等	29,085	30,531												2,670,082	2,136,066	221,793	110,896	110,897	126,863	15,967	79,290	31,606	47,574
		肥育牛用成牛	9,583	9,951												2,014,715	1,611,772	83,654	41,826	41,828	51,019	9,193	31,887	9,939	19,132
		肥育用子牛	1,377	1,451												167,541	134,033	27,470	13,734	13,736	17,077	3,343	10,673	3,061	6,404
		その他の肉用成牛	2,601	2,722												659,642	527,714	36,139	18,069	18,070	16,486	△ 1,583	10,304	7,765	6,182
	畜	その他の肉用子牛等	頭	2,509	2,615	296,462	237,170	35,039	17,519	17,520	19,569	2,050	12,230	5,289	7,338										
			一般馬	0	0												-	-	-	-	-	-	-	-	-
		種 豚	40,030	40,259	2,309,096	1,847,277	143,239	57,295	85,944	100,908	43,613	63,067	△ 5,772	37,840											
		一般肉豚	32,800	50,646	340,853	272,682	19,551	7,820	11,731	15,638	7,818	9,774	△ 1,954	5,864											
		特定肉豚	406,219	407,743	4,187,187	3,349,750	839,361	335,744	503,617	671,456	335,712	419,660	△ 83,916	251,796											
		計	551,436	574,471	21,209,633	16,967,706	2,582,969	1,191,263	1,391,706	1,595,320	404,057	997,075	194,188	598,245											

3 果樹共済保険事業の規模

共済目的等		項 目		引 受		共済金額	保険金額	共 済 掛 金			D 保険料総額	E 徴収すべき 保 険 料 (D-B)	F 再保険料	G 交付(納入) 再保険料 (B-F)	H 手持保険料 (D-F)	備考		
		本年度 予 定	前年度 実 績	A 総 額	B 国庫負担金			C 農家負担金										
果 樹	収	うんしゅうみかん 半相殺減収総合(一般方式)		a 440	a 413	千円 11,091	千円 10,820	千円 254	千円 127	千円 127	千円 217	千円 90	千円 69	千円 58	千円 148			
		なし半相殺	減収総合方式 (短縮方式)		15,446	11,561	1,030,586	1,002,450	39,933	19,966	19,967	34,967	15,001	15,086	4,880	19,881		
			特定 方式	暴風雨、雹害		305	290	23,609	23,064	517	258	259	452	194	190	68	262	
				暴風雨、雹害、 凍霜害		0	3,420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小 計		15,751	15,271	1,054,195	1,025,514	40,450	20,224	20,226	35,419	15,195	15,276	4,948	20,143			
		なし樹園地	減収総合方式 (短縮方式)										0		0	0		
			特定 方式	暴風雨、雹害									0		0	0	0	
	暴風雨、雹害凍 霜 害										0		0	0	0			
	小 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	びわ減収		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	小 計		16,191	15,684	1,065,286	1,036,334	40,704	20,351	20,353	35,636	15,285	15,345	5,006	20,291				
	樹 体	うんしゅうみかん		440	413	54,556	53,372	218	109	109	183	74	48	61	135			
		な し		7,431	7,167	1,671,904	1,634,955	10,723	5,361	5,362	8,883	3,522	1,521	3,840	7,362			
		小 計		7,871	7,580	1,726,460	1,688,327	10,941	5,470	5,471	9,066	3,596	1,569	3,901	7,497			
	計		24,062	23,264	2,791,746	2,724,661	51,645	25,821	25,824	44,702	18,881	16,914	8,907	27,788				

4 畑作物共済保険事業の規模

共済目的等		項 目		引 受		共済金額	保険金額	共 済 掛 金			D 保険料総額	E 徴収すべき 保 険 料 (D-B)	F 再保険料	G 交付(納入) 再保険料 (B-F)	H 手持保険料 (D-F)	備考
		本年度 予 定	前年度 実 績	A 総 額	B 国庫負担金			C 農家負担金								
畑 作 物	大 豆		a 49,290	a 48,059	千円 64,613	千円 58,151	千円 5,481	千円 3,010	千円 2,471	千円 4,929	千円 1,919	千円 2,315	千円 695	千円 2,614		
	蚕繭	箱	34.50	34.50	1,892	1,702	50	24	26	43	19	31	△ 7	12		
		k g	819	934												
	計		-	-	66,505	59,853	5,531	3,034	2,497	4,972	1,938	2,346	688	2,626		

5 園芸施設共済保険事業の規模

共済目的等		項 目	引 受		共済金額	保険金額	共 済 掛 金			D 保険料総額	E 徴収すべき 保険料 (D-B)	F 再保険料	G 交付(納入) 再保険料 (B-F)	H 手持保険料 (D-F)	備考
			本年度 予 定	前年度 実 績			A 総 額	B 国庫負担金	C 農家負担金						
園 芸 施 設	ガラス室	I 類	棟 0	棟 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	
		II 類	576	527	3,749,467	3,374,520	15,672	7,836	7,836	14,104	6,268	3,089	4,747	11,015	
	プラスチックハウス	I 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		II 類	10,620	9,996	4,647,193	4,182,473	162,279	81,139	81,140	146,051	64,912	36,094	45,045	109,957	
		III 類	968	915	2,130,643	1,917,578	41,441	20,720	20,721	37,296	16,576	7,457	13,263	29,839	
		IV類甲	1,045	994	3,537,208	3,183,487	38,590	19,295	19,295	34,731	15,436	5,588	13,707	29,143	
		IV類乙	231	211	916,387	824,748	5,929	2,964	2,965	5,336	2,372	602	2,362	4,734	
		V 類	110	103	739,918	665,926	5,164	2,582	2,582	4,647	2,065	588	1,994	4,059	
		VI 類	16	15	10,372	9,334	309	154	155	278	124	88	66	190	
	VII 類	339	324	412,871	371,583	4,087	2,043	2,044	3,678	1,635	395	1,648	3,283		
	計	13,905	13,085	16,144,059	14,529,649	273,471	136,733	136,738	246,121	109,388	53,901	82,832	192,220		
合 計			-	-	67,359,237	61,164,606	2,931,780	1,365,944	1,565,835	1,897,390	531,446	1,071,202	294,742	826,188	

6 任意共済保険事業の規模

共済目的等		項 目	引 受		共済金額	保険金額	保険料賦課金（共済掛金）					B 再共済掛金	C 再共済手数料	D 手持保険料 A-(B-C)	備考	
			本年度 予 定	前年度 実 績			総額	A 保険料	事務費賦課金							
			棟	棟	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
保 険 関 係	建 物	総合	55,000	54,843	193,362,000	193,362,000	554,197	325,366	176,975	51,856	228,831	221,679	78,696	182,383		
		(小損害実損填補償特約)	237	0	237,000	237,000	571	384	133	54	187	228	81	237		
		(取容農産物補償特約)	61	1	61,000	61,000	183	125	37	21	58	73	26	78		
	火災	75,000	74,532	733,527,000	733,527,000	617,457	328,350	217,003	72,104	289,107	185,237	75,021	218,134			
		(小損害実損填補償特約)	313	0	313,000	313,000	256	150	74	32	106	77	31	104		
	農 機 具	損害	1,308	999	1,408,560	1,408,560	18,958	11,645	5,935	1,378	7,313	-	-	11,645		
更新		448	320	819,780	819,780	128,936	125,023	3,479	434	3,913	-	-	125,023			
	計			929,728,340	929,728,340	1,320,558	791,043	403,636	125,879	529,515	407,294	153,855	537,604			
共 済 関 係	建 物 損 害	総合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	団体建物	0	10	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0			
	農 機 具	損害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		更新	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	計			0	0	0	0	-	0	0	-	-	0			
合計					929,728,340	929,728,340	1,320,558	791,043	403,636	125,879	529,515	407,294	153,855	537,604		
							再共済割合:30%(地震部分50%)			再共済手数料:総合35.50%、火災40.50%						

Ⅲ 引受計画と実施方策

1. 農作物共済

農業政策では日本農業の再生と食料自給率の向上を目指し、経営所得安定対策が引き続き行われるなど、農業経営支援の一層の充実が期待される。

千葉県は、米穀の需給及び価格安定のため生産調整の円滑な推進が強く求められている。そのため「売れる米作り」の展開と飼料用米等非主食用米の生産拡大に引き続き取り組むこととしている。

NOSA Iは、農家・組合員へ引受方式並びに損害評価等制度の説明を十分行い、信頼されるよう努める必要がある。また、本年の経営所得安定対策は従来の制度内容が維持されること、新たな米政策が始まり生産者自らが主体的に取り組むことが求められていることから、より一層関東農政局千葉県拠点・各地域農業再生協議会（水田協議会）等の協力を得て、水稻、麦の作付面積把握が必要となってくる。

そのために以下の方策を実施し、適正な引受、適正かつ公正な損害評価及び計画的な損害防止に取り組み、目的並びに数値目標の達成を期することとする。

（1）対象耕地等の把握と引受確定

① 対象耕地等の把握

関東農政局千葉県拠点、県及び市町村等関係機関の協力を得て、作付等に関する情報を収集し対象耕地等を把握する。特に飼料用米専用品種については、平成29年産に引き続き全相殺方式での加入を進めるため、過去の栽培実績も含め把握する。

② 引受方式・補償割合等制度内容の説明

水稻、陸稲、麦にかかる引受方式と補償割合及び重要事項等について説明を十分に行う。また飼料用米専用品種の作付が増加していること、近年異常気象に伴う穀類の品質低下の補償について注視されているので、水稻の全相殺方式及び品質方式、麦の災害収入共済方式について組合員に制度の周知徹底を行う。

③ 共済細目書の検討及び引受確定

農家から申告のあった共済細目書の内容を、市町村等関係機関の協力を得て、耕地の地名地番の誤記、作付耕地の申告漏れ、架空申告の有無等を過去の引受実績、営農計画書（水稻生産実施計画）等により十分に検討し引受の確定を行う。

なお、検討の結果不備がある場合は、損害評価会委員、損害評価員等の協力を得て、現地調査又は聞き取り調査等の方法により、耕作の実態を正確に把握し、共済細目書提出者に対し事実を明示し共済細目書の訂正を行う。

④ 共済細目書未提出者への対応

共済細目書の提出がないときは、引受確定手順により現地調査を行い、耕作の実態を正確に把握した後、共済細目書を作成して未提出者に承諾を求める。なお、承諾が得られないときは、損害評価会の意見を聞いたうえで、調査結果等に基づき引受の確定を行う。

⑤ 共済関係の除外指定

共済事故の発生が相当の確実さをもって見通される耕地、適正な基準収穫量の決定が困難、穀実の収穫を目的としていない等の引受不適格耕地は、引受の除外手続きを行い、認定後該当組合員に通知する。

また、除外指定を行った耕地については支局等に情報提供を行う。

(2) 基準単収の適切な設定

引受を行う作付ほ場の耕地条件、品種、栽培方法等の実態を十分に把握した後、それぞれの条件を反映した適切な基準単収を設定する。

(3) 水稻・麦の引受と営農計画書（水稻生産実施計画）との整合性の確保

市町村担当部署等と連携を密にし、水田台帳整備に対する協力体制、効率的な活用体制を確立し、水稻・麦の引受内容と営農計画書（水稻生産実施計画）及び経営所得安定対策との整合性を確保する。

また、関東農政局千葉県拠点の協力を得て麦の完全引受を行う。

(4) 共済掛金等の徴収事務の適正化

共済掛金等の期限内徴収は、農業共済制度の適正かつ安定的な運営を図る上で最も基本的な事項である。組合員に制度の趣旨、定款・事業規程等を周知徹底する。併せて平成30年産水稻、平成31年産麦について組合員等ごとの危険段階掛金率が導入されること、水稻掛金の無事戻し制度が廃止されることの理解と周知を徹底する。

また、共済掛金等未納組合員に対しては、役職員による戸別訪問等を行い接触の機会をできるだけ多く持ち、制度の趣旨・仕組み等についての理解を求め、未収共済掛金等の解消にあたる。

特に、新たな未納組合員を発生させないよう、役職員に対し共通認識の向上を図る。

(5) 平成31年産の加入推進

① 制度改正の周知

平成31年産より当然加入から任意加入へ制度が大きく変わることから地区別説明会を開催し農家への周知徹底を図る。

② 加入推進方策

引受方式ごとの賦課金率の設定と、インデックス方式、全相殺方式、災害収入共済方式への加入を推進し、併せて組合内の被害状況の分析を行い効果的な損害防止事業を展開し魅力ある制度とする。

2. 家畜共済

日本・EU経済連携協定とTPPに係る2つの合意を受けて影響緩和対策関連の政策が今後、展開されるが、畜産農家の経営への不安は払拭されていない。また、高齢化による廃業により産業の減退は続いている。しかし、一方で規模拡大や多角化、複合経営など新たなチャレンジの動きも見られる。

このような状況下、農業者の保険ニーズの多様化など時代の変化を踏まえ、収入保険制度の導入と同時に家畜共済も大幅な制度の改正があり、今年度より実施される。連合会と組合は、新しい制度の十分な理解と説明をし、共済加入の継続と未加入農家の解消に努め、農業災害補償と農業経営改善のアドバイザーとして事業を推進する。

引受は事業の根幹である。組合員に家畜の評価内容や事故除外引受方式等の現制度、さらに、危険段階別の共済掛金率をすべての共済目的に設定する等の新制度を十分に説明し、理解を得ることを最重要視する。

(1) 未加入農家の加入推進

事業を安定継続するために、有資格家畜の全頭引受をめざす。そのために連合会は、組合が未加入農家台帳を整備し、あらゆる機会を捉えて加入推進を行い、未加入農家を解消することを支援する。また、新制度での引受に備え危険段階等の事務手続きや農家への個体の帳簿作成の依頼など準備を進め、農家がスムーズに加入できるようにする。

(2) 異動報告、飼養計画の申告の励行

連合会と組合は協力し、日常の異動処理を適正に実施するため、組合員が異動記録簿を整備し、異動通知を的確に行うことが義務であることを啓発し指導する。また、牛にあってはトレサ情報への届出を確実にを行うよう依頼する。一方、新制度では異動の都度、農家が申告する現方式は廃止となり、期首に年間の飼養計画を申告し、期末に掛金を調整する方法になることからその内容を周知する。

(3) 適正な事務処理

誤りのない事務処理を実施するため、連合会と組合は実施すべき作業について適時確認し、適正な事務処理を遂行する。

(4) 新制度での引受

死亡廃用共済と疾病傷害共済とに分離されるが、両共済への加入を基本として推進する。収入保険制度を希望する農家に対しては、農業共済制度との関係を説明した上で収入保険制度ではカバーできない固定資産的家畜の死亡廃用共済と疾病傷害共済への加入を勧める。

3. 果樹共済

千葉県は、地域の温暖な気候特性を生かして多種の作目が栽培され、大消費地の首都近郊という恵まれた立地条件によって発展してきた。特に、なしの生産高は全国第1位で産業振興の中心的存在となっている。そして消費拡大を図るため、安全・安心な「千葉のなしづくり」を目指し、関係者は鋭意取り組んでいる。

昨年度、本県のなしは、4月上中旬の開花期は平年より早く移行し順調に推移したが、5月上旬から6月中旬にかけて一部の地域でひょう害が発生し、主に幸水と豊水が被害を受け減収となった。また、県内全域で黒星病が発生したが、収穫は平年並みであった。

このような中で、NOSA Iは、被災園地を速やかに現地確認すると共に適正な損害評価を行い共済金の早期支払に努めた。しかし、面積加入率が低位であるため、農業共済制度の機能を十分に発揮しているとは言い難い状況にある。

このため、千葉県は、各市町村及び関係機関に制度の周知並びに加入促進について協力要請をしているところである。

そこで、本県農業共済団体としても、以下の方策を積極的に実施し、加入拡大及び適正かつ公正な損害評価を行うこととする。

(1) 果樹共済の有資格農家のリストの整備

毎年、加入申込期限の2か月前まで(うんしゅうみかん5月1日なし12月10日)に農業関係団体等の協力を得て、有資格農家リストを整備する。

(2) 戸別訪問の実施

毎年、戸別訪問実施スケジュールを作成し、加入申込期限まで(うんしゅうみかん7月1日、なし2月10日)に役職員等で戸別訪問を実施する。そして、制度説明等をリーフレット等で行うと共に果樹共済への加入意思確認を行う。

(3) 栽培実態把握と園地台帳整備

栽培農家の樹園地調査を実施し、園地台帳と植栽図の補完整備を行い、資源を把握し、加入推進の資料とする。

(4) 引受推進の強化

- ① 推進協議会を開催し、具体的な目標値の設定、推進方法並びに推進日程等の協議を行い、それに基づき役職員で同行推進を行う。
- ② 引受内容を早期にとりまとめ、補完推進を行う。
- ③ 加入推進時に、補償割合(付保割合)を充実させていくと共に、危険段階別共済掛金率と重要事項について説明を行う。

(5) 助成金の有効活用

推進計画・方策等を的確に実行するため、連合会が定める「果樹共済事業推進対策助成要領」による助成金を有効活用する。

(6) 制度改正の対応について

広報紙への掲載及び出荷団体等の会議を通じて制度改正について周知説明を行う。また、収穫共済については、廃止される特定危険方式から短縮総合方式への移行を推進する。

4. 畑作物共済

(1) 大豆

経営所得安定対策は従来 of 制度内容が維持されること、新たな米政策が始まり生産者自らが主体的に取り組むことが求められていることから、より一層関東農政局千葉県拠点、各地域農業再生協議会（水田協議会）等の協力を得て、大豆の作付面積把握が必要となってくる。

NOSA I は、農業共済制度の機能を十分に発揮し組合員等が安定した農業経営ができるよう、関係団体と連携をとり最高補償割合の全相殺方式への加入推進を図ることが不可欠であることから、損害防止活動等引受拡大につなげる取り組みを積極的に展開して、適正な引受並びに適正かつ公正な損害評価に努めなければならない。

そこで、以下の方策を実施し、目的及び目標の達成を期することとする。

1) 加入資格を有する農業者への戸別訪問

① 大豆の有資格農家へのリストの更新

平成29年度に作成した有資格者リストについて引き続き関係機関、基礎組織との連携をとり、大豆栽培者の情報を入手し整備する。

② 戸別訪問の実施

戸別訪問実施スケジュールを作成し、加入申込期限までに役職員等で戸別訪問を実施し、制度説明を行うと共に畑作物共済への加入意思確認を行う。

2) 引受

① 対象耕地等の把握及び引受推進計画の策定

関東農政局千葉県拠点、県、市町村等関係機関の協力を得て、作付けに関する情報を収集し、畑作台帳を整備し対象耕地等を把握する。また、畑作台帳に基づき、引受推進計画を策定・実施し、引受拡大を図ると共に、全相殺方式への加入を推進する。併せて平成30年産から組合員等ごとの危険段階掛金率が導入されることから農家への理解と周知を徹底する。

② 加入申込書の検討と引受確定

加入申込書の内容を、畑作台帳、引受実績及び現地確認（未申告筆・肥培管理等）等により十分に検討し、引受の確定を行う。そして、必ず組合員に加入承諾した内容を通知する。

関係機関と連携を取り、経営所得安定対策について必要事項を加入時及び交付時に確認し、適切な引受を行う。

③ 基準単収の適切な設定

農家申告単収、前回作の基準単収のいずれかを基礎とし、耕地条件、栽培方法及び過去の被害実績、出荷実績等を参酌して、適切な基準単収を設定する。特に、JA等出荷団体の協力を得て、出荷実績等資料を入手する。

④ 平成31年産の加入推進

引受方式ごとの賦課金率の設定と全相殺方式への加入を推進する。

(2) 蚕 繭

本県では、養蚕を複合作目とし高付加価値化、低コスト化を図り、良質繭の生産を推進している。

NOSA Iとしては、組合員の経営安定の一端を担うために、関係機関と連携を密に加入推進を行う。また、多回飼育により損害調査の期間が短いので、迅速な対応による損害評価に努める。

そこで、以下の方策を実施し目的及び目標の達成を期することとする。

① 基準収繭量の設定

組合員ごとの繭の出荷実績等に基づき適切な基準収繭量を設定する。

② 加入申込書の検討と引受確定

加入申込書の内容を、桑園及び飼育能力さらに引受実績等により十分に検討し、引受の確定を行う。確定した場合は、引受整理表、とりまとめ表を整備するとともに必ず組合員に加入承諾した内容を通知する。

③ 関係団体との連携強化

JA養蚕担当者等関係団体と連絡を密にし、桑葉の生産状況、配蚕計画及び配蚕量の実態を把握する。

④ 共済掛金等の払込期限内徴収

組合は配蚕後2週間以内に払込期限を定め、共済掛金等払込通知書兼内容通知書を発行し期限内徴収する。併せて平成31年産から組合員等ごとの危険段階掛金率が導入されることから農家への理解と周知を徹底する。

5. 園芸施設共済

千葉県は施設園芸（野菜・花き）は、豊かな土地と温暖な気候に恵まれた環境、さらに大消費地である首都圏に位置し、高い技術力のもと高品質で多品目の栽培が行われ、全国屈指の農業県として発展している。

さらに、新鮮でおいしい県産農産物を県民に提供する「千産千消」を推進し、安全・安心な県産農産物『千葉ブランド』の確立を図るとともに、消費者等

のニーズに的確に対応した活動を展開している。

また、豊かな食生活に向け「食育」を推進するとともに、有利な流通販売対策を構築している。

昨年度の主な災害として、10月23日に台風21号の通過に伴い、施設本体と被覆材の破損並びに施設内農作物の冠水等により施設園芸農家は大きな損害を受けた。

このような中でNOSA Iは、農家の被害申告に対し迅速な損害評価を実施し、共済金の早期支払に努め、セーフティネットとしての機能を発揮した。

また、園芸施設共済制度が見直され施設本体並びに附帯施設への補償拡充が図られ、施設園芸農家への周知と引受推進を行ってきたところである。

しかし、その引受率を見ると園芸施設共済制度の普及がいまだ十分であるとは言い難い状況にある。

そこで、以下の方策を積極的に実施し、加入拡大及び適正かつ公正な損害評価を行うこととする。

(1) 園芸施設共済の有資格農家リストの整備

毎年、3月末までに管内の園芸施設関係者と連携を取り、施設園芸農家情報入手し、有資格農家リストを整備する。

(2) 戸別訪問の実施

毎年、戸別訪問実施スケジュールを作成後、12月末までに役職員等で戸別訪問を実施し、制度説明等を行うと共に園芸施設共済への加入意思確認を行う。

(3) 施設園芸農家の実態把握

資源を把握するため、現地調査を実施し、園芸施設台帳と設置状況図の補完整備を行い、引受推進の資料として活用する。

(4) 引受推進の強化

① 推進協議会を開催し、具体的な目標値の設定、推進方法並びに推進日程等の協議を行い、それに基づき推進を行う。

② 地域ごとに被覆時期及び栽培体系等の実態に合わせ推進期間を設定し、役職員同行で引受推進を実施する。特に果樹園地の多目的ネットについて、施設展張前に推進日を設け、引受拡大を図る。

③ 制度並びに重要事項等の説明を行い、施設の実態に見合った補償割合の拡充を図る。

(5) 助成金等の有効活用

推進計画、方策等を的確に実行するため、連合会が定める「園芸施設共済事業推進対策費助成要領」による助成金を有効活用する。

(6) 危険段階別共済掛金率導入後の対応について

農家間の公平性と負担軽減の観点から、過去の被害の発生状況に応じ

た掛金負担となることを十分に説明し、理解を得る。

(7) 制度改正後の対応について

平成30年4月から実施される被覆材に係る標準価額と耐久年数の見直しと平成31年1月から実施される国庫負担限度額、小損害不填補の見直しと短期引受の廃止について、農家への周知を図り、農家ニーズに合った引受推進を実施する。

6. 任意共済

任意共済は、農家の財産を守るという重要な事業であることから、建物共済については、仕組改正により拡充された補償内容及び料率改訂を踏まえ、加入者ニーズに対応した推進を図る。また、職員に必要な知識及び制度内容を習得し、職員自ら組合員との接点強化に努めるとともに、近年、突発的に発生する自然災害に対し、農家建物の補償の充実を図る必要がある。併せて、建物共済の損害評価については、大災害に備えた損害評価体制の構築と損害評価技術の向上を図らなければならない。

農機具共済については、近県で多発している農機具の盗難事故に備え、資源の把握を行い、新規の引受推進により補償の拡充に努めることが必要である。そこで、以下の方策を実践し、目標の達成を期することとする。

- (1) 建物共済については、組合員資格が「農業に従事するもの」に見直されたことから、加入申込にあたり見直し後の営農状況確認票により確認する。
- (2) 申込書の記入にあたり、建物再建築価額、家具の再取得価額を表記することにより、加入物件の引受限度額を把握し、適正な引受を行う。
- (3) 建物の補償額が低い物件は、特に総合共済の増額推進を行う。また、家具類の再取得価額を把握し、適正共済金額による加入推進を行う。
- (4) 高齢者等の加入推進については、適正かつ十分な重要事項等の説明を行う。
- (5) 建物共済の仕組改正に当たり、小損害実損てん補及び臨時費用特約など選択の幅が拡大されたことにより、加入者のニーズにあった普及推進を行う。
- (6) 組合員との接点強化と共済資源台帳の整備・補完を行う。
- (7) 推進方法の検証を基に、具体的な行動計画を策定し、役職員一体となって遂行する。
- (8) 農機具共済については、稼働期前に職員による未加入者を対象に推進する。
- (9) 引受推進を行う上での商品知識の習得、事務処理等に関して、階層毎に小人数の基礎講習会を、回数を分けて実施する。

7. 収入保険事業

農業保険法第188条第1項の規定による全国農業共済組合連合会から農業経営収入保険事業に係る業務の委託を受け、次の方策のもと業務を行う。

平成28年11月に、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、農業競争力強化プログラムが決定され、収入保険制度の仕組み等が取りまとめられた。平成29年6月に、その内容に沿った「農業災害補償法の一部を改正する法律」が可決・成立、法律の題名が「農業保険法」に改称され、平成30年4月1日に施行、平成31年1月から制度が実施されることとなった。

農業の成長産業化を図るためには、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者を育成する必要がある、収入保険制度が、このような農業経営者のセーフティネットとして、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度として導入される。

そこで、関係組織（市町村、JA等）と緊密に連携して、きめ細かい普及推進を行うとともに、農業経営のアドバイザーとして職員の資質向上に努める。

（1）普及推進

① 説明会の実施

担い手、品目別団体、農業士、法人団体等を対象に説明会を実施し、農業共済組合員以外の方への制度内容の周知を行う。

② 相談会の実施

地域青色申告会と連携して、毎月、定例の個別相談会を実施し、相対の面談方式により、制度の周知と加入の検討を深く促す。

③ 個別推進

農業共済制度の加入推進に合わせて、青色申告の実施状況について調査を行うとともに、チラシを配布して、制度内容の周知を行う。

（2）体制

① 県段階の関係組織の協力を得て、制度の普及に向けた推進体制を構築する。

② 連合会は、全国説明会を受けた職員が、関係組織の説明会講師及び青色申告会の個別相談会を担うとともに、組合管内を超える加入希望者等の相談・手続きの補助を行う。

③ 組合は、連合会が開催する勉強会を受けた職員が加入希望者等の相談・手続きの補助を行う。

（3）教育研修

① 連合会は、開催される全国説明会に同じ職員が出席し、県内研修会の講師等を行うとともに、加入希望者等の相談・手続きの補助を行う。

② 組合は、連合会が開催する勉強会（毎月）に同じ職員が出席し、組

合管内の講師等を行うとともに、加入希望者等の相談・手続きの補助を行う。

- ③ 全職員を対象に収入保険制度の基礎研修会を実施する。
- ④ 必要な外部専門研修を随時実施する。